平成２８年（フ）第２６６号
群馬県高崎市下豊岡町596番地１
債務者　高橋　秀子
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１６３８号
埼玉県川口市栄町１丁目12番21―2612号
債務者　北澤　邦惠
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６８０号
埼玉県上尾市緑丘２丁目８番７号
債務者　弘栄こと　鈴木　弘一
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６８９号
埼玉県春日部市花積488番地１　マインドハイムＴＡＮＡＫＡ202号
債務者　佐藤　章夫
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１号
埼玉県吉川市高富１丁目５番地２　パレスＫ102号
債務者　山口　真輔
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６７１号
埼玉県坂戸市中富町77番地５　グリーンハイツ103号室
債務者　阿部　浩
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６８２号
埼玉県所沢市大字山口22番地の５　第一山下コーポ202
債務者　近藤　宏仁
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第６９４号
埼玉県ふじみ野市西原１丁目１番地13　グレース上福岡１　103号、前住所埼玉県川越市広栄町14番地２（カーサカリーナ川越303号室）
債務者　安部　功一
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３５５号
埼玉県比企郡小川町大字靭負452番地１
債務者　清水　洋治
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３５７号
埼玉県本庄市日の出２―５―37　グリーンハイツ日の出２―Ｄ、住民票上の住所埼玉県児玉郡神川町大字中新里173番地11
債務者　佐々木純一
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３５８号
埼玉県行田市富士見町２丁目４番地13
債務者　早坂　大志
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３５９号
埼玉県行田市富士見町２丁目４番地13
債務者　早坂　榮
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３６２号
埼玉県深谷市畠山698番地２
債務者　石井　忠志
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１４２号
千葉県山武市成東2733番地55
債務者　堀内　幸枝
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１７６号
千葉県匝瑳市椿1596番地16
債務者　永井　良尚
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１９８１号
名古屋市西区中小田井１丁目178番地　岩田マンション１Ｂ号
債務者　赤瀬川昌子
１　決定年月日時　平成29年１月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０６号
沖縄県那覇市字小禄329番地　金城アパート２階Ｊ
債務者　大城　重智
１　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
那覇地方裁判所民事第３部